

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
35	合志市 健康管理システム(予防接種) 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

合志市は、予防接種業務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

合志市長

公表日

令和5年3月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種関係事務
②事務の概要	予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき各予防接種の実施、給付の支給に関する事務、実費徴収に関する事務。 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。 (マイナポータルのサービス検索。)
③システムの名称	健康管理システム、ワクチン接種記録システム(VRS)、統合宛名システム 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項別表第一 第10及び93の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条及び67条の2 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第8号【情報提供の根拠】 番号法別表第二の 18の項、115の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の2 【情報照会の根拠】 番号法別表第二の17の項、18の項、19の項、115の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第13条、第59条の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 健康づくり推進課
②所属長の役職名	健康づくり推進課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	市長公室企画課 096-248-1813
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市長公室企画課 096-248-1813

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年3月9日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年3月9日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年2月5日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	合志市は、健康増進業務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	合志市は、予防接種関係業務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	
平成28年2月5日	「I 関連情報」 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 法令上の根拠	合志市では予防接種法に基づき、予防接種情報の管理、統計報告資料作成等の事務を行っている。	予防接種法に基づき各予防接種の実施、給付の支給に関する事務、実費徴収に関する事務。	事後	
平成28年2月5日	「I 関連情報」 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム	総合健康管理システム	事後	
平成28年2月5日	「I 関連情報」 2.特定個人情報ファイル名	1. 予防接種情報ファイル	予防接種ファイル	事後	
平成28年2月5日	「I 関連情報」 3.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第10号	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第一の第10項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条	事後	
平成28年2月5日	「I 関連情報」 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	予防接種法施行規則第2条の6	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第7号 別表第二の17、18及び19の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第13条	事後	
平成28年2月5日	「II しいき値判断項目」 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年4月30日時点	平成28年2月5日時点	事後	
平成28年2月5日	「II しいき値判断項目」 2. 取扱者数	1)500人以上	2)500人未満	事後	
平成28年2月5日	「II しいき値判断項目」 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年4月30日時点	平成28年2月5日時点	事後	
平成29年3月15日	「I 関連情報」 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	健康づくり推進課長 鍛野 文昭	健康づくり推進課 澤田 勝矢	事後	
平成29年3月15日	「II しいき値判断項目」 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成28年2月5日時点	平成29年3月15日時点	事後	
平成29年3月15日	「II しいき値判断項目」 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年2月5日時点	平成29年3月15日時点	事後	
平成30年2月27日	「II しいき値判断項目」 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成29年3月15日時点	平成30年2月27日時点	事後	
平成30年2月27日	「II しいき値判断項目」 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年3月15日時点	平成30年2月27日時点	事後	
平成31年2月28日	「II しいき値判断項目」 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成30年2月27日時点	平成31年2月28日時点	事後	
平成31年2月28日	「II しいき値判断項目」 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年2月27日時点	平成31年2月28日時点	事後	
平成31年2月28日	「I 関連情報」 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	健康づくり推進課 澤田 勝矢	健康づくり推進課長	事後	
平成31年2月28日	「IV リスク対策」	なし	新様式への変更	事後	
令和3年2月25日	「I 関連情報」 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の根拠	予防接種法に基づき各予防接種の実施、給付の支給に関する事務、実費徴収に関する事務。	予防接種法及び新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づき各予防接種の実施、給付の支給に関する事務、実費徴収に関する事務。	事後	
令和3年2月25日	「I 関連情報」 3.個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項別表第一 第10号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項別表第一 第10及び93の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条及び67条の2	事後	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年2月25日	「I 関連情報」 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第7号別表第二の 17、18、19の項・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第13条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第7号別表第二の 17、18、19及び115の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第13条及び第59条の2	事後	
令和3年8月30日	「I 関連情報」 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第7号 【情報提供の根拠】 番号法別表第二の 18の項、115の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の2 【情報照会の根拠】 番号法別表第二の17の項、18の項、19の項、115の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第13条、第59条の2	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第8号 【情報提供の根拠】 番号法別表第二の 18の項、115の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の2 【情報照会の根拠】 番号法別表第二の17の項、18の項、19の項、115の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第13条、第59条の2	事後	
令和3年8月16日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第7号 【情報提供の根拠】 番号法別表第二の 18の項、115の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の2 【情報照会の根拠】 番号法別表第二の17の項、18の項、19の項、115の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第13条、第59条の2	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第8号 【情報提供の根拠】 番号法別表第二の 18の項、115の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の2 【情報照会の根拠】 番号法別表第二の17の項、18の項、19の項、115の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第13条、第59条の2	事後	
令和3年8月16日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総務部企画課 096-248-1813	市長公室企画課 096-248-1813	事後	
令和3年8月16日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	総務部企画課 096-248-1813	市長公室企画課 096-248-1813	事後	
令和4年1月7日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	予防接種法及び新型コロナウイルス感染症対策特別措置法に基づき各予防接種の実施、給付の支給に関する事務、実費徴収に関する事務。	予防接種法及び新型コロナウイルス感染症対策特別措置法に基づき各予防接種の実施、給付の支給に関する事務、実費徴収に関する事務。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	
令和4年1月7日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	総合健康管理システム	健康管理システム、ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	
令和4年1月7日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項別表第一 第10及び93の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条及び67条の2	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項別表第一 第10及び93の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条及び67条の2 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	
令和4年1月7日	II しいき値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	平成31年2月28日時点	令和4年1月7日時点	事後	
令和4年1月7日	II しいき値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年2月28日時点	令和4年1月7日時点	事後	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月9日	「I 関連情報」 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	予防接種法及び新型(略)接種証明書の交付を行う。	予防接種法及び新型(略)接種証明書の交付を行う。 情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。 (マイナポータルのサービス検索。)	事後	
令和5年3月9日	「I 関連情報」 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム、ワクチン接種記録システム(VRS)	健康管理システム、ワクチン接種記録システム(VRS)、統合宛名システム 中間サーバー	事後	
令和5年3月9日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	令和4年1月7日時点	令和5年3月9日時点	事後	
令和5年3月9日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	令和4年1月7日時点	令和5年3月9日時点	事後	